

岡崎市犯罪被害者等支援条例

を制定しました（令和6年4月1日施行）

条例の目的

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、市・市民・事業者の責務、犯罪被害者等の支援の基本事項を定め、犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護及び受けた被害の軽減又は回復を図り、市民が安全で安心して生活することが出来る地域社会の実現を目指します。



条例の内容

主な内容について、下記のように定めています。

- 第1条…条例の目的
- 第2条…用語の定義
- 第3条…支援に関する基本理念
- 第4条～6条…市、市民、事業者の責務
- 第7条…相談及び情報の提供等
- 第8条～13条…市の施策

主な取り組み

●相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報を提供します。

●経済的負担の軽減等

犯罪被害に遭われた直後の経済的負担の軽減等を目的として、犯罪被害者等支援金の支給や日常生活の支援を行います。

●居住の安定

犯罪等でこれまで住んでいた住居の利用が困難な場合に、必要な支援を行います。

●精神的な被害の軽減又は回復

犯罪等又は二次的被害により受けた精神的な被害を軽減又は回復することができるよう、必要な支援を行います。

●広報及び啓発

犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解が深まるように、広報・啓発活動を行います。



主な支援の概要



対象となる犯罪

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪が対象です。

(例) 殺人、強盗、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ等の故意により死傷させる犯罪。

(※過失による犯罪は対象外です。)

支援金給付・日常生活支援の対象となるかた

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、岡崎市内に住所を有していた犯罪被害者及びご家族のかた

※事実上の婚姻関係、パートナーシップ、ファミリーシップにあったかたを含む

支援金の種類

遺族支援金【30 万円】



- ・犯罪被害者の第一順位遺族が支給対象

重傷病支援金【10 万円】

- ・犯罪被害により重傷病（療養の期間が1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷または疾病）を負った犯罪被害者本人が対象

精神療養支援金【2 万 5 千円】

- ・犯罪被害を起因とする精神の被害（療養の期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない程度）を負った犯罪被害者本人が対象

日常生活支援の種類

ホームヘルプサービス

- ・家事、育児、介護の支援を行います。
- ・上限 60 時間

配食サービス

- ・食事（弁当）を居宅へ配達します。
- ・上限 30 日間

【お問い合わせ】

【犯罪被害者支援総合的対応窓口】

岡崎市 市民安全部

防犯交通安全課 市民相談係

TEL:0564-23-6493

FAX:0564-23-6570



※そのほか、国や県の支援制度が該当する場合があります。